

大鰐町個別外部監査報告書

「大鰐町温泉事業の経営に関する事務の執行」

平成 22 年 1 月

大鰐町個別外部監査人

公認会計士 本郷 孔洋

## 【 目次 】

はじめに.....	2
個別外部監査の概要.....	3
1 .外部監査の種類.....	3
2 . 外部監査のテーマ.....	3
3 .外部監査の実施時期.....	3
4 .個別外部監査人及び監査補助者の氏名・資格.....	3
5 .利害関係.....	3
資金不足比率.....	4
1 . 資金不足比率の現状とその改善案・シミュレーション.....	4
( 1 ) 資金不足比率の現状.....	4
( 2 ) 資金不足比率の改善案・シミュレーション.....	4
2 . 監査結果.....	5
( 1 ) 沿革と現況.....	5
( 2 ) 財務数値等の推移.....	8
( 3 ) 課題と改善案・シミュレーション.....	13
おわりに.....	18

## はじめに

冒頭にて、地方公共団体の財政の健全化法に関する法律(以下、「財政健全化法」とする。)に基づく個別外部監査の役割、すなわち本報告書の位置付けについて記述させて頂きたい。

一般的に「監査」という言葉から連想されるものとして、財務諸表監査が挙げられるであろう。これは、主として企業の財務諸表を対象とするものであり、企業の作成する財務諸表が適正であることを、監査人が企業を取り巻く利害関係者に対して保証するものである。すなわち、監査人が財務諸表を保証することによって、利害関係者は、安心して財務諸表を利用できるようになる。なお、ここで言う利害関係者には、銀行等の金融機関・債権者・投資家・従業員等が含まれている。

一方の財政健全化法に基づく個別外部監査であるが、財政健全化法第 26 条第 1 項に以下の記載がある。

「財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第 199 条第 6 項の監査の要求をしなければならない。」

すなわち、財政健全化計画等の策定に先立って監査を受けなければならないとされ、その監査内容は、財政健全化等の実現に向けて必要とされる改善事項についてである。

このことから、財政健全化法が想定する監査の業務内容は、以下の特徴が挙げられよう。

1) 財政状況等の悪化の要因を分析し、健全化等に向けた課題を抽出することがその役目であり、健全化判断比率等の信頼性の保証や財政健全化計画等の適切性を保証するものではない。財政健全化計画等の策定に当たりアドバイスを求めるものである。

2) 財政健全化法による個別外部監査の実施は、計画策定後の計画の進捗状況に対する監査を予定しているものではないため、個別外部監査は当初計画策定時のみの実施である。

前段において財務諸表監査を例に述べたが、これは、上記特徴において、監査の位置付けが大きく異なるからである。すなわち、財務諸表監査の特徴は、以下の通りである。

1) 財務諸表が適正に作成されていることを、監査人が利害関係者に対して保証するものである。つまり、保証業務である。

2) 財務諸表監査は、継続企業の公準(所謂ゴーイング・コンサーン)に従い、継続して行われるものである。

以上のように、両者の監査の位置付けは全く異なるものであるから、本稿においてその違いを明らかにすると共に、本報告書の読み手が、個別外部監査の役割について誤解を招かないようにさせて頂いた次第である。

本報告書が、大鰐町の財政健全化計画の作成等にあたって適切に活用され、また、町民をはじめとする様々な利害関係者が大鰐町の置かれた現状・課題等を認識するための一助になれば幸いである。

## 個別外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）」第 26 条第 1 項  
に基づく個別外部監査

### 2. 外部監査のテーマ

大鰐町温泉事業の経営に関する事務の執行

### 3. 外部監査の実施時期

平成 21 年 10 月 20 日から平成 22 年 1 月 27 日まで

### 4. 個別外部監査人及び監査補助者の氏名・資格

個別外部監査人 公認会計士 本郷 孔洋

監査補助者 公認会計士 徳田 孝司

公認会計士 金子 尚貴

公認会計士 赤澤 多計志

### 5. 利害関係

地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 資金不足比率

### 1. 資金不足比率の現状とその改善案・シミュレーション

#### (1) 資金不足比率の現状

平成 20 年度温泉事業特別会計の資金不足比率は、1,441.8%である。

(参照：本報告書 12 頁)

#### (2) 資金不足比率の改善案・シミュレーション

他会計繰入金（一般会計からの繰入金）の金額の多寡によって試算結果は大きく変わる  
こととなるが、大鰐町が作成した収支計画を元に計算すると、以下の試算結果となった。

(参照：本報告書 14 頁)

平成 20 年度：1,441.8%      平成 24 年度：0%

2. 監査結果

(1) 沿革と現況

2. 監査結果

(1) 沿革と現況

沿革

年月	概要
昭和 35 年	大鰐町の中を流れる平川の大洪水をうけ、その復興のため川幅を広げて堤防の河川改修工事と橋の架け替え等の土木工事が行われる。(*1)
昭和 38 年	再び平川が氾濫する。既得権者に同意を求めテストボーリングを開始、併せて本ボーリングを実施したところ、既得権者の持っている鉱泉に影響が生じ、結果的に鉱泉すべてに影響を及ぼすこととなる。このため、大鰐町が「温泉開発要綱」にもとづいて補償することとなる。
昭和 41 年	各鉱泉所有者に無償供給する計画で5ヶ所の源泉をブロック毎に分湯槽を作り、魚骨型方式で供給を開始したが、揚湯量と供給バランスを崩す。
昭和 44 年	揚湯量が不足し、これまでの供給方式を変え合理的な集中管理を計画する。(*2)
昭和 47 年	温泉統合集中管理工事費及び運営費等の問題が生じ、温泉使用条例を改正して既得権者に維持管理料を賦課したのが発端となり温泉訴訟が起こる。(*3)
昭和 55 年 10 月	青森地方裁判所において温泉民事訴訟が和解する。(*4)
昭和 56 年	蔵館供給地区と大鰐供給地区の一部を魚骨型方式から循環方式(全区域)に改め同年大鰐町温泉事業条例を改正し、温泉使用料を供給区分ごとに徴収する。
昭和 58 年	大鰐町温泉事業条例の全部を改訂する。(現在に至る)
昭和 59 年	温泉事業特別会計の歳入歳出のバランスが取れないことから、余剰湯を利用し一般家庭供給計画を立案し既得権者の同意を得て実施する。

(\*1) 大鰐温泉の源泉は、平川と非常に地質的関連があり、当時は河川敷内にも源泉があった。そして、川底を掘り下げた工事などで温泉が流出してしまい、権利者側に温泉の枯渇の恐れが生じてしまった。そのため、弘前大学地学部の酒井教授の指導を受けて地質調査と温泉開発計画を実施した。この調査計画に基づき「温泉開発要綱」が作成された。

(参考)「温泉開発要綱」の一部抜粋

三、1 温泉所有者及びその権利者はどうなるのか。

イ．わきつぼ はその儘である。

ロ．不足を来した湯量に対しては其の不足を来した湯量に対し一割を過量し之を大鰐温泉の存続する限りに於いて永久無償配湯する。

## 2. 監査結果

### (1) 沿革と現況

#### 四、源泉の算出基準について。

新たに調査した湧湯量を基礎に、過去に於いて薬務課で調査してあるものを参考にして決める。温度は五十度を基準に五度増加する毎に一割を増減する。検温は浴槽の落とし口とする。(水で割らないもの)

#### 五、補償配湯量と温度について。

1の「口」に記載した源泉の不足を来した分量と わきつば に於ける残量分量とを加算し之を永久無償配湯量とする。この無償配湯証券を各源泉所有者及び権利者に交付する(保証配湯の契約締結に基づいて)本証券「契約」は公証契約登記又は登録をするものとする。(法律的な検討を要す。)以下省略

#### 六、余剰湯の配湯順位

1. 現源泉所有者及び熱源利用施設者
2. 町営による公共施設
3. 運営委員会に於いて適当と認めたる者

(\*2) 計画実施調査は財団法人中央温泉研究所へ依頼し、源泉保護開発に関する指導を受け循環方式(水道方式)に改める。魚骨型方式は汲み上げた湯をそのまま放出している状態で無駄が多かった。

(\*3) 訴訟請求趣旨は、温泉水を無償で供給を求めるもので、また、供給する温泉水に水等を混入して供給してはならないとの請求であった。

(\*4) 和解協議において、訴訟期間中(昭和47年から昭和56年まで)に賦課した維持管理料は徴収できなかった(温泉事業特別会計の赤字の大きな要因となっている)。また、和解内容は既得権者(温泉の源泉所有者及びその温泉を使用していたもの)の既得権を永久無償で大鯉町が温泉を供給する、という内容であった。

#### 【参考：鉱泉地税】

大鯉町の地域内にある場所(土地)に温泉法に規定されている温泉ゆう出口及び、その維持に必要な土地を鉱泉地として認定し、登記されているものに賦課する税である。大鯉町の中にある温泉街は、昭和44年度に大鯉町が事業体となって温泉集中管理をした。温泉統合による集中管理によって自己の持つ鉱泉地は無くなったことになったが、自己の持つ温泉供給権を鉱泉と考え(温泉供給権利者「既得権者」をいう。)温泉供給権に対し鉱泉地税を課するものとする。このことについては、既得権者と行政側とで合意し県地方課の指導で自治大臣の定める鉱泉地評価基準において算定するものとした。大鯉町が既得権者に課税したのは、昭和56年度からである。

2. 監査結果

(1) 沿革と現況

現況

) 利用料金

供給形態	料金体系
補償供給	受給権利量まで 無償 超過分 150 円/m <sup>3</sup>
普通供給	契約分 100 円/m <sup>3</sup> 超過分 150 円/m <sup>3</sup>
一般家庭供給	10 m <sup>3</sup> まで 9,000 円 超過分 150 円/m <sup>3</sup>
定量供給	定量 200 円/m <sup>3</sup>



## 2. 監査結果

## (2) 財務数値等の推移

## (2) 財務数値等の推移

過去6カ年の推移(平成15年度~平成20年度)

(単位 千円)

区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		実績額	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額
収益的 収支	収益的 収入	50,916	24,601	25,497	17,774	16,865	17,327
	料金収入	18,781	16,666	19,582	17,770	16,865	17,327
	受託工事収益	32,135	7,935	5,915	0	0	0
	その他	0	0	0	4	0	0
	営業外収益	50,000	50,000	25,003	15,000	15,000	115,000
	他会計繰入金	50,000	50,000	25,000	15,000	15,000	115,000
	その他	0	0	3	0	0	0
	総収益	100,916	74,601	50,500	32,774	31,865	132,327
	収益的 支出	95,986	63,253	20,364	10,476	10,631	11,773
	職員給与と賞 うち、退職手当	0	0	0	0	0	0
	受託工事費	85,722	51,660	10,735	0	0	0
	その他	10,261	11,593	9,629	10,476	10,631	11,773
	営業外支出	5,795	5,605	5,605	5,559	7,443	7,107
支払利息	5,795	5,605	5,605	5,559	7,443	7,107	
その他	0	0	0	0	0	0	
総収益	101,781	68,858	25,969	16,035	18,074	18,880	
収支差引	865	5,743	24,531	16,739	13,791	113,447	
資本的 収支	資本的 収入	0	0	0	0	0	2,900
	地方債	0	0	0	0	0	2,900
	他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0
	国・県補助金	0	0	0	0	0	2,943
	工事負担金	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	収入計	0	0	0	0	0	5,843
	資本的 支出	6,548	5,817	9,914	9,967	8,698	6,722
	建設改良費	6,548	5,817	9,914	9,967	8,698	6,722
	地方債償還金	0	0	0	0	0	0
	他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	
国・県補助金	0	0	0	0	0	0	
工事負担金	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	
収入計	6,548	5,817	9,914	9,967	8,698	6,722	
資本的収支	6,548	5,817	9,914	9,967	8,698	879	
資金 不足額	歳入歳出差引額	7,413	74	14,617	6,772	5,093	112,568
	前年度繰上充用金	381,395	388,808	388,882	374,265	367,493	362,400
	翌年度へ繰越すべき財源	0	0	0	0	0	0
	実質収支額	388,808	388,882	374,265	367,493	362,400	249,832
	増設改良等以外...地方債残高	0	0	0	0	0	0
	解消可能資金不足額	0	0	0	0	0	0
	資金不足額	388,808	388,882	374,265	367,493	362,400	249,832
資金不足比率	2,070.2	2,333.4	1,911.3	2,068.1	2,148.8	1,441.8	

## 2. 監査結果

### (2) 財務数値等の推移

営業収入は総じて減少傾向にあるが、その中でも受託工事収益の落ち込みは顕著である。

もう1つの営業収入の柱である料金収入は、平成15年度と平成20年度とを比較すると1,454千円の減少となっている。原因は「おおわに山荘」の使用料の減少によるものがほとんどである(平成17年度:8,637千円～平成20年度:7,341千円と年々減少傾向にある)。

また、料金収入は、補償供給・普通供給・一般家庭供給・定量供給に分かれており、大鰐町の関連施設(「おおわに山荘」等)の使用料が約半分を占めている。残りの部分については、既得権利者分が約2割(定量を超過した場合に発生する)、一般家庭が3割弱を占めている。

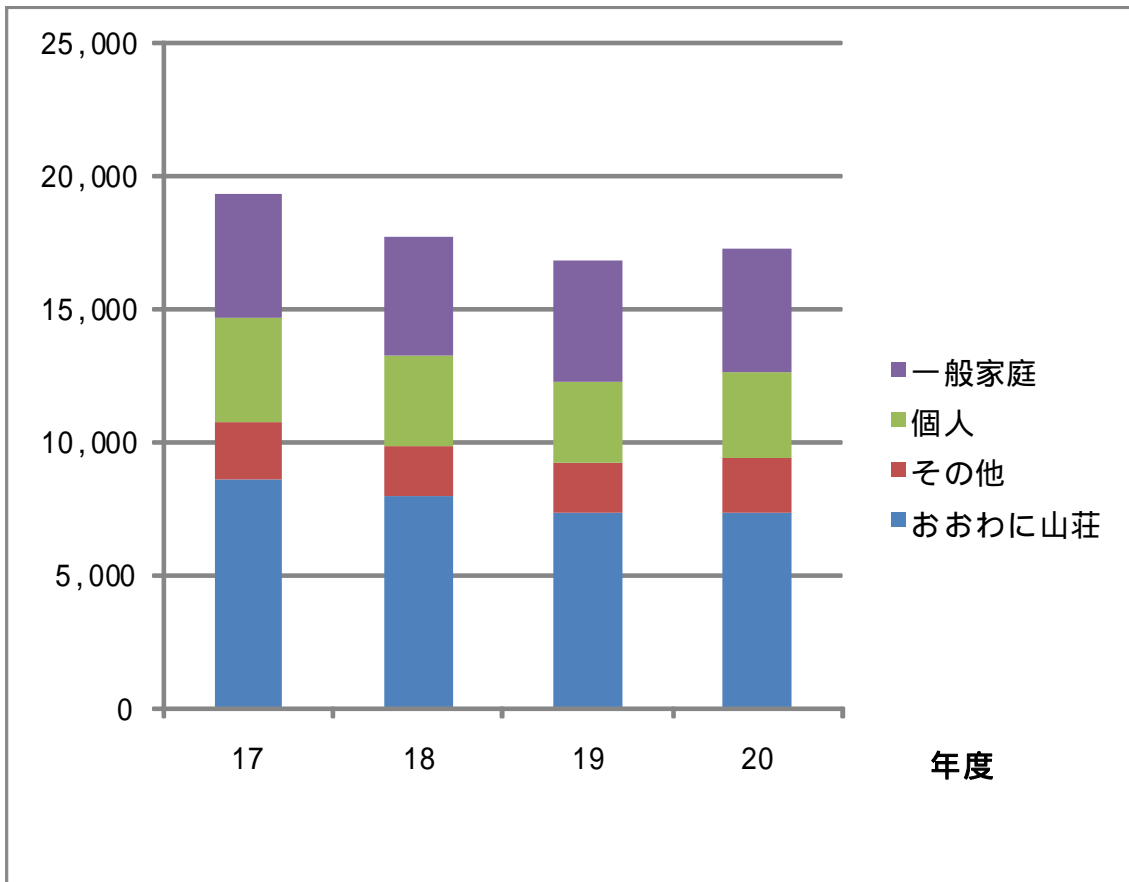
資金不足額について、平成15年度は388,808千円であったが、平成20年度に249,832千円へと減少している。これは、他会計繰入金収入115,000千円によるものであり、外部収入によるものではない。

2. 監査結果

(2) 財務数値等の推移

料金収入図

(単位 千円)



現在は、補償供給（受給権利量まで無償、既得権者 86 件のうち 78 件に供給（財産区公衆浴場も含む）・普通供給（量の契約、契約者 6 件）・一般家庭供給（38 件）・定量供給（1 件）に対し温泉を供給している。

2. 監査結果

(2) 財務数値等の推移

料金収入の明細

個別料金収入の明細

単位：使用料は(リッポウメートル)、料金は(円)

氏名	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度					
	使用料	料金	使用料	料金	使用料	料金	使用料	料金				
地域交流センターcome	41,041	142,694	40,602	97,963	40,888	154,506	43,932	488,564				
もやし栽培施設	2,536	266,280	2,222	233,310	2,296	241,080	1,445	151,725				
町立大鱒両院	3,590	376,950	3,847	403,725	3,500	367,500	4,164	406,455				
総合福祉センター	7,353	772,065	6,895	723,765	7,334	770,070	6,855	659,775				
おおわく山荘	75,862	8,637,298	71,788	7,979,893	67,571	7,363,857	67,626	7,341,702				
大鱒産区	65,049	411,757	64,736	254,257	59,622	208,110	58,914	208,110				
蔵前産管理会	28,282	155,295	25,625	155,295	18,947	155,295	18,864	155,295				
小計	223,713	10,762,339	56%	215,715	9,848,208	56%	200,158	9,260,418	55%	201,800	9,411,626	55%
A(既導養利者)	16,615	2,448,087	15,233	2,422,639	15,737	2,287,663	15,630	2,308,348				
B(既導養利者)	1,344	335,230	1,413	357,218	1,539	373,250	1,417	347,078				
C(既導養利者)	363	38,115	684	71,610	679	74,445	887	93,135				
D(既導養利者)	6,674	64,995	7,137	87,570	6,321	42,840	6,345	32,970				
E(既導養利者)	38,331	779,624	37,719	222,547	37,378	200,180	37,253	341,302				
F(既導養利者)	6,561	80,955	5,507	18,585	5,946	25,095	5,578	52,290				
G(既導養利者)	5,298	14,017	4,955		4,975		4,884					
H(既導養利者)	7,721	160,807	11,846	144,899	5,794		5,326	2,835				
I(既導養利者)	1,883	420	2,472	11,760	2,555	37,695	2,160	14,700				
J(既導養利者)	7,692		5,479	55,282	964		4,046					
K(既導養利者)	4,506		5,181	4,200	5,410	3,675	4,423	3,780				
L(既導養利者)	3,087		2,424		3,063	13,860	3,736	40,477				
M(既導養利者)	3,315	5,040	4,710		4,928		4,805	862				
N(既導養利者)	1,148		1,400		1,277		1,552	8,505				
小計	104,538	3,927,290	20%	106,160	3,396,310	19%	96,566	3,058,703	18%	98,042	3,246,282	19%
一般家庭	4,796	4,611,401		4,552	4,456,269		5,170	4,526,037		5,221	4,592,812	
小計	4,796	4,611,401	24%	4,552	4,456,269	25%	5,170	4,526,037	27%	5,221	4,592,812	27%
合計	333,047	19,301,030		326,427	17,700,787		301,894	16,845,158		305,063	17,250,720	

2. 監査結果

(2) 財務数値等の推移

資金不足比率の推移

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
資金不足額(千円)	388,808	388,882	374,265	367,493	362,400	249,832
資金不足比率(%)	2,070.2	2,333.4	1,911.3	2,068.1	2,148.8	1,441.8

平成 20 年度において、比率が大きく改善されているが、これは、他会計繰入金が前年に比べて 1 億円増加したことによる。

営業収入を 17,000 千円と仮定し、目標となる資金不足額を算出すると、3,400 千円となる。すなわち、将来的に資金不足額を 3,400 千円以下の金額にしなければならず、平成 20 年度の実績値から 246,432 千円の改善が必要となる。

資金不足比率が悪化した要因としては、昭和 47 年から昭和 56 年までの賦課した維持管理料の徴収が出来なかったこと、その後においても維持管理料にかわる打開策が無く収入不足に陥っていたこと、そして、設備投資にあたって調達した資金の返済が長期化し、歳入規模に比して金利負担の金額が大きくなってしまったこと、が挙げられる。

主な項目の比較

年	建設改良費	支払い利息	他会計繰入	料金収入
S38	22,964	326		
S39	7,747	2,554		
S40	7,244	3,180		80
S41	4,536	4,773		392
S42	9,683	5,454		7,189
S43	16,901	5,357	3,000	2,178
S44	38,579	9,450	3,000	1,463
S45	6,260	12,862	1,000	111
S46	2,384	14,060	10,000	197
S47	114	14,333	2,399	4,625
S48	631	13,131	30,000	5,171
S49	515	14,710		4,677
S50	2,843	15,584		4,907
S51	294	19,007	2,700	3,496
S52	3,637	21,890		2,187
S53	2,956	19,152	5,000	2,387
S54	7,727	24,522		2,237
S55	2,567	32,344		2,320
S56	127,862	42,808	1,550	6,357
S57	31,971	51,721	1,550	6,183
S58	6,215	56,641	11,550	7,773
S59	83,343	62,724	10,000	9,143
S60	93,054	63,468	100,000	13,916
S61	26,320	56,402	100,000	14,486
S62	7,028	45,613	102,650	14,084
S63	64,260	40,048	103,199	13,791
小計	577,635	652,114	487,598	129,350

(単位 千円)

年	建設改良費	支払い利息	他会計繰入	料金収入	資金不足
H1	10,309	41,940	100,000	42,695	755,774
H2	6,564	51,884	100,000	21,125	716,109
H3	6,470	54,249	70,000	21,714	709,308
H4	6,338	39,201	70,000	25,196	679,414
H5	3,561	29,919	80,000	24,126	627,615
H6	1,083	23,563	30,000	25,404	615,084
H7	4,218	18,185	30,000	26,794	598,723
H8	6,511	13,088	20,000	23,706	593,798
H9	9,354	11,944	50,000	22,061	584,242
H10	19,361	11,359	50,000	20,460	551,373
H11	3,602	11,637	50,000	20,361	503,956
H12	12,427	8,124	50,000	20,898	464,147
H13	15,071	7,495	50,000	19,943	421,569
H14	9,914	6,824	50,000	17,821	381,394
H15	92,270	5,794	50,000	18,780	388,807
H16	57,477	5,604	50,000	16,665	388,881
H17	20,810	5,604	25,000	19,581	374,264
H18	10,159	5,558	15,000	17,770	367,492
H19	8,871	7,443	15,000	16,865	362,399
H20	6,762	7,107	115,000	17,319	249,832
小計	311,132	366,522	1,070,000	439,284	
合計	888,767	1,018,636	1,557,598	568,634	

(3) 課題と改善案・シミュレーション

課題

営業収入は年々減少傾向にある。営業収入の種類として受注工事収入と料金収入とがあるが、平成 17 年度以降、受注工事収入は全く発生しておらず、実質的には料金収入のみに頼っている状況下にある。料金収入について、収益的支出を賄えるほどの十分な収入獲得には至っておらず、高いレベルでの安定収益の確保が重要課題となる。そのためには、既得権者への負担の要請は避けては通れない状況である。全体量のうち既得権者が使用している割合は 80% 余りとなっており、この現状からも早急な対応策を講じる必要がある。

一方、営業費用に関しては、人件費を一般会計にて負担している現状から考えれば、今後の削減余力は少ないものと推測される。

財務面での課題としては、規模に比して過大な借入金（青森銀行 370,000 千円、利率 1.957%）の存在が挙げられる。これに伴って発生する金利の支払負担が、温泉事業特別会計の収支を圧迫している。また、将来、当初に予定されていなかった大規模な改修工事が必要になった際には、温泉事業特別会計の収支をさらに圧迫させるおそれがある。

上記収支バランスから、他会計繰入金（一般会計からの繰出金）に頼らざるを得ないのが現状であり、今後、慢性的な赤字体質からの脱却を図っていく必要がある。

2. 監査結果

(3) 課題と改善案・シミュレーション

改善案・シミュレーション

収支年次計画

(単位 千円)

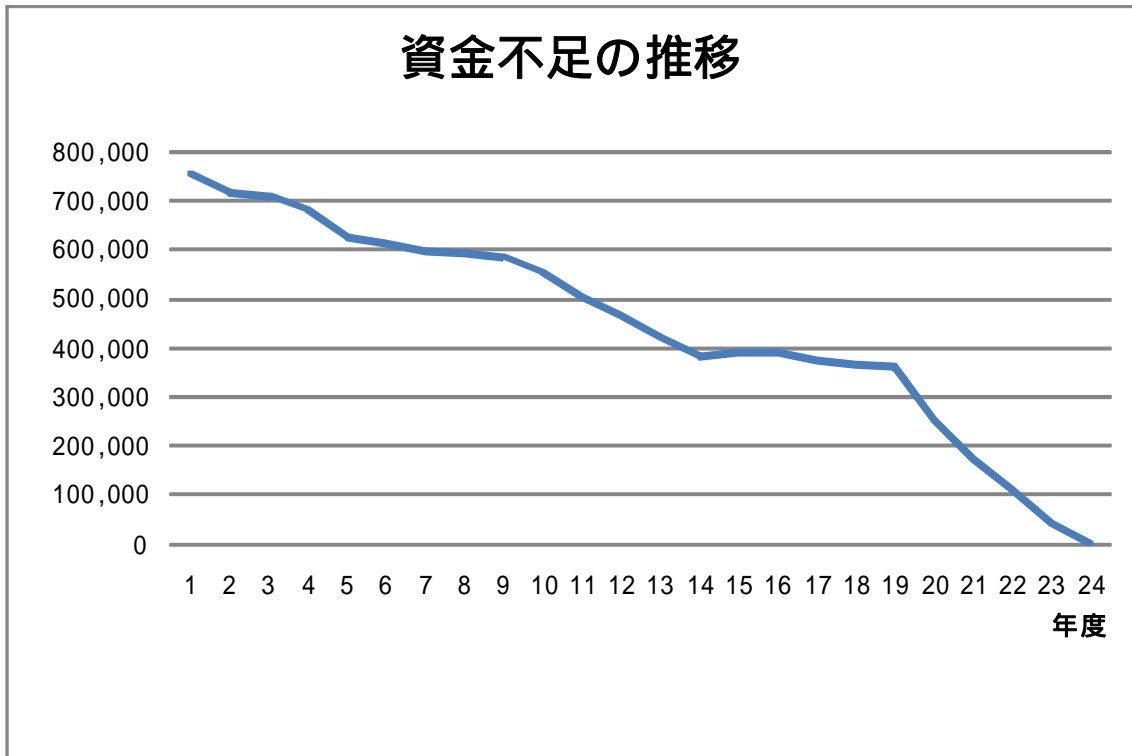
区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度			
	見込み額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率		
収益的収入	営業収入	17,327	2.7	17,319	0.0	10,531	39.2	10,531	0.0	10,531	0.0	
	料金収入	17,319	2.7	17,319	0.0	10,531	39.2	10,531	0.0	10,531	0.0	
	受託工事収益	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	8										
	営業外収益	115,000	666.7	75,000	34.8	70,000	6.7	65,000	7.1	42,564	34.5	
	他会計繰入金	115,000	666.7	75,000	34.8	70,000	6.7	65,000	7.1	42,564	34.5	
	その他	0		-								
	総収益	132,327	315.3	92,319	30.2	80,531	12.8	75,531	6.2	53,095	29.7	
	収益的支出	営業費用	11,773	10.7	8,348	29.1	9,622	15.3	9,245	3.9	9,251	0.1
		職員給与賞 うち、退職手当										
受託工事費		-		-		-		-		-		
その他		11,773	10.7	8,348	29.1	9,622	15.3	9,245	3.9	9,251	0.1	
営業外支出		7,107	4.5	2,838	60.1	2,838	0.0	1,903	32.9	1,289	32.3	
支払利息		7,107	4.5	2,838	60.1	2,838	0.0	1,903	32.9	1,289	32.3	
その他		-		-		-		-		-		
総収益		18,880	4.5	11,186	40.8	12,460	11.4	11,148	10.5	10,540	5.5	
収支差引		113,447	722.6	81,133	28.5	68,071	16.1	64,383	5.4	42,555	33.9	
資本的収入		地方債	2,900		0		25,000		0		0	
	他会計補助金	0										
	他会計借入金	0										
	固定資産売却代金	0										
	国・県補助金	2,943		2,971								
	工事負担金	0										
	その他	0		3,000		3,000		3,000		3,000		
	収入計	5,843		5,971		28,000		3,000		3,000		
	資本的支出	建設改良費	6,722	22.7	9,419	40.1	28,542	203.0	3,000	89.5	3,000	0.0
		地方債償還金	0		580	-	580	0.0	580	0.0	580	0.0
他会計長期借入金返還金		0										
固定資産売却代金		0										
国・県補助金		0										
工事負担金		0										
その他		0										
収入計		6,722	22.7	9,999	48.8	29,122	191.2	3,580	87.7	3,580	0.0	
資本的収支		879	89.9	4,028	358.2	1,122	72.1	580	48.3	580	0.0	
資金不足額		歳入歳出差引額	112,568	2,110.2	77,105	31.5	66,949	13.2	63,803	4.7	41,975	34.2
	前年度繰上充用金	362,400	1.4	249,832	31.1	172,727	30.9	105,778	38.8	41,975	60.3	
	翌年度へ繰越すべき財源											
	実質収支額	249,832	31.1	172,727	30.9	105,778	38.8	41,975	60.3	0	100.0	
	増設改良等以外...地方債残高											
	解消可能資金不足額											
	資金不足額	249,832	31.1	172,727	30.9	105,778	38.8	41,975	60.3	0	100.0	
資金不足比率	1,441.8		997.3		1,004.4		398.6		0.0			

2. 監査結果

(3) 課題と改善案・シミュレーション

資金不足の推移

(単位：千円)



今後の計画数値

計画額					(単位 千円)
年	建設改良費	支払い利息	他会計繰入	料金収入	年末資金不足
平成21年度	9,419	2,838	75,000	17,319	172,727
平成22年度	28,542	2,838	70,000	10,531	105,778
平成23年度	3,000	1,903	65,000	10,531	41,975
平成24年度	3,000	1,289	42,564	10,531	0

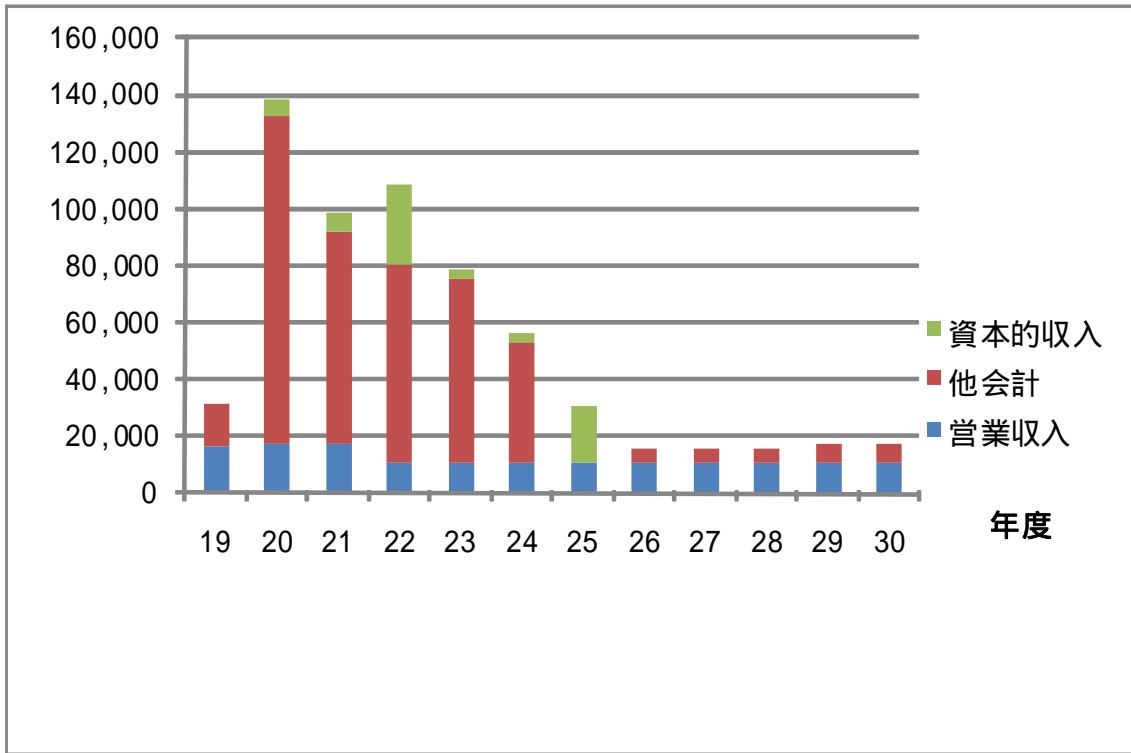


2. 監査結果

(3) 課題と改善案・シミュレーション

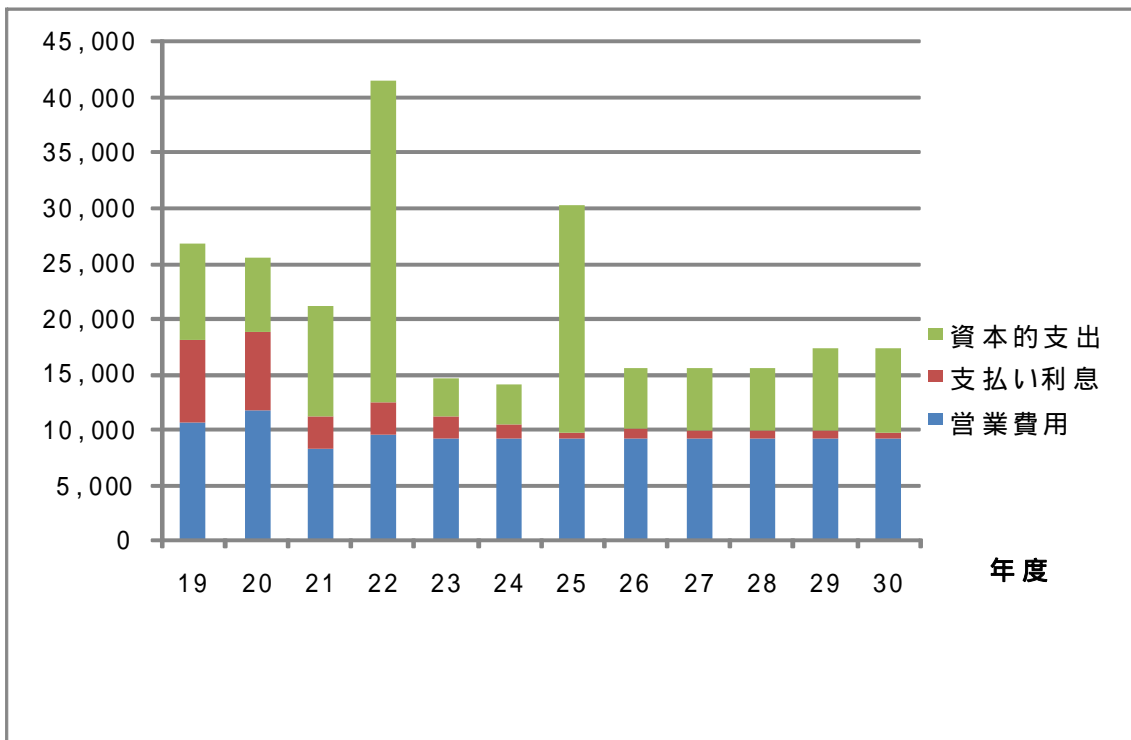
歳入区分表

(単位：千円)



歳出区分表

(単位：千円)



平成 21 年度より 5 年間は原子燃料サイクル事業推進特別対策事業の助成金(年間 300 万円)が見込まれている。また、他会計繰入金により平成 24 年度にて資金不足は解消される予定である。

このように、基本的考え方として温泉事業特別会計の資金不足を他会計繰入金(一般会計からの繰入金)で補うといった構図であるが、大鰐町全体として考えれば大鰐町が負担していることには変わりがなく、抜本的な解決策としては不十分である。何らかの改善策を講じていく必要があり、そのためには営業収入の増加は必須である。料金の値上げや一般家庭への配湯件数を増加させていくことも必要な方策であるが、当該方策には限界があると推測される。収入構成から鑑みると、既得権者の方々の協力なしでは成り立たないものとなっており、既得権者側と交渉し抜本的な解決を図っていく必要がある。既得権者は現在 86 名であるが、例えば 1 人当たり月 5 千円の負担に同意が得られれば、 $86 \text{ 人} \times 5 \text{ 千円} \times 12 \text{ カ月} = 5,160 \text{ 千円}$ の収入増となる。具体的には 1 人いくりにするのか、使用量等に比例した形の負担とするのかは既得権者との話し合いによるものであるが、お互いが歩み寄って実現していくべき課題である。

ここに、参考までに「温泉開発要綱」の三を掲載する。

【参考：「温泉開発要綱」】

三、温泉開発に当たっての問題点をどうするのか。

温泉開発の意義と問題点解決の根本理念

大鰐町の各源泉の湧出状況を概観すると、その総湧出量は決して多いものではなく今後一層多量の開発をなし得る可能性はある。

而して開発の位置は、調査亀線上に選ぶべきであって源泉井の規模と構造とによっては多少の相違はあるが二、三井を以って或は一井にして其の目的を達するであろう(昭和三十三年 大鰐温泉調査報告書 酒井先生)要約してこの実現が当町に於ける温泉開発の意義であり、この成功の暁に於いて残存温泉の統合を順次実施し、一大理想温泉郷を実現せんとするものであります。然して温泉開発実施に当たっては現源泉所有者及び熱源利用権者に一人の不利益者又は犠牲者を出さぬよう、皆がより良くなるという大原則に立つべきことは勿論であるが、いたずらなる大理想にのみ捉われ町の財政を破局に誘かないよう大鰐町関係業者相互の理解と協力により、大鰐町百年の大計とも思われる本件の解決を図るべきものと思う。

この根本理念より、「皆が良くなる、大鰐町の財政を破局させない」ために、独立採算が成り立つような計画が必要不可欠である。今の状態を放置すれば、大鰐町の財政が破綻に追い込まれることも考えられ、抜本的な解決策が急務とされる。

## おわりに

資金不足に関しては一般会計からの繰り入れによって解消される構図であるが、大鰐町全体で考えた場合には、内部での単なる資金移動にすぎないと言える。すなわち、根本的な収入不足が解消されない限り、大鰐町からの繰り入れは永遠に続くことになる。

一方で、大鰐町は営業収入を増加させることに着眼した計画を策定しているものの、実行性が乏しく、打開策が見出せない状況下にある。

このような中、資金不足を解消していくためには、既得権者の協力が不可欠であろう。すなわち、既得権者との話し合いによって、既得権者から料金徴収の同意を得ていく必要がある。これは、大鰐町民全体の公正性の観点から考えても、一日も早く、解決を図っていく必要がある。

また、温泉の運営・管理を温泉組合が担っていくようにすることも必要である。

営業収入を増加させることや組合に運営を任せることは、組合との話し合いなくして達成はできないものであり、大鰐町と既得権者が一体となった将来の大鰐町のための取り組みである。

お互いが協力し合い、より良い大鰐町づくりに努力していくことで解決策が出てくると確信して、本報告書の締め言葉とさせて頂きたい。

以上